

経営革新等支援機関として新たに 62 機関を認定しました

～中小企業等経営強化法に基づく第 77 号認定～

中小企業等経営強化法第 31 条第 1 項に基づき、本日、新たに 62 の機関を経営革新等支援機関として認定しました。

これにより、近畿地域における経営革新等支援機関数は 8,101 機関（金融機関を除く）となります。

1. 経営革新等支援機関認定制度の概要

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援の担い手の多様化・活性化を図るため、平成 24 年 8 月に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う「経営革新等支援機関」を認定する制度が創設されました。

本制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や中小企業支援に係る実務経験を有する個人、法人、中小企業支援機関等を、国が「経営革新等支援機関」として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。経営革新等支援機関認定制度については中小企業庁 HP も御参照ください。

<<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.htm>>

2. 経営革新等支援機関の認定状況について

	第 77 号	認定機関数 (R4.12.23 現在)
福井県	2	201
滋賀県	2	329
京都府	7	1,036
大阪府	33	4,323
兵庫県	13	1,594
奈良県	4	341
和歌山県	1	277
合 計	62	8,101

(本発表資料のお問い合わせ先)

近畿経済産業局 創業・経営支援課

担当者：澤田、北村

電 話：06-6966-6063